3　所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4　第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一　当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二　当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三　前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

6　第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について当該第二類物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7　所轄労働基準監督署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第三十六条の二第一項中「労働安全衛生法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十六条の三第三項中「講じなければならない」を「講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一　常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二　書面を労働者に交付すること。

三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第三十六条の四に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、前項の場所については、第三十六条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一　常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二　書面を労働者に交付すること。

三　磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第三十八条の十六第二項中「第七条第一項」を「第六条の二及び第六条の三の規定は前項ただし書の局所排気装置及びプッシュプル型換気装置について、第七条第一項」に改める。

様式第一号の次に次の様式を加える。

様式第１号の２（第６条の３関係）

発散防止抑制措置特例実施許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話（　　）
労働者数		申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の第二類物質に係る作業の従事労働者数
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場の第二類物質に係る作業の概要		
申請に係る発散防止抑制措置が実施される作業場において使用する第二類物質の種類及び量	種類	消費量
申請に係る発散防止抑制措置を講じた場合の当該作業場の第二類物質の濃度の測定年月日及び管理区分		
第6条の2第1項の確認者の氏名及び略歴		
安全衛生管理体制の概要	安全衛生委員会等での審議　　有・無 労働者の代表からの意見の聴取　　有・無	
備考		

年　　月　　日

事業者職氏名　　印

＿＿＿＿＿＿労働基準監督署長　殿

〔備考〕
1　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
2　「第6条の2第1項の確認者の氏名及び略歴」の欄中「略歴」にあつては、第6条の2第1項第1号イ及びロの事項を確認するのに必要な能力に関する資格、職歴、勤務年数等を記入すること。
3　申請に係る発散防止抑制措置が他の事業場により製造されたものである場合、「備考」の欄に当該事業場の名称、連絡先等を記入すること。
4　この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。